

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和2年12月23日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

和歌山県議会議員選挙における選挙運動の公費負担において、公費負担の対象とならない選挙運動の費用を請求者に支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局串本建設部

現金出納簿に記載されている受入者名及び払込者名が、それぞれ収納日及び払込日の当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立串本古座高等学校

修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立新翔高等学校

自家用電気工作物保安管理業務の委託料の支出について、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立みくまの支援学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自家用電気工作物保安管理業務委託の変更契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 根拠不明の減額負担行為を行っていた。

b 変更契約書に、変更後の月額支払額の記載漏れ、変更前契約年月日及び契約金額の記載誤りがあった。